

最新情報かわら版

かわら版をご覧の皆様こんにちは。日増しに寒さを感じるようになりましたが、いかがお過ごしでしょうか。いよいよ今年も残すところわずかとなり、年末調整の時期となりました。今回のかわら版では、年末調整についての留意点をまとめましたので、是非お役立てください。

令和4年(2022年)年末調整留意点

令和4年度における年末調整について**大きな変更点はございません**。昨年度と同様の処理となります。また例年税務署から送付されておりました「年末調整のしかた」等冊子は今年度より同封されておりませんので詳細については国税庁HP (<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/nencho2022/01.htm>) をご確認ください。

近年の改正事項に関わる留意点

◎配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額の改正（平成30年(2018年)より）

配偶者控除の控除額が改正され、①給与所得者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、配偶者控除の摘要を受けることができないこととされました。（改正前：給与所得者の合計所得金額の制限無）

また、②配偶者特別控除の控除額が改正されたほか、対象となる配偶者の合計所得金額が48万円超133万円以下とされました。

◎給与所得控除の改正の改正（令和2年(2020年)より）

1. 給与所得控除額が一律10万円引き下げられました。
2. 控除額の上限が引き下げられました。

（改正前）給与収入金額1,000万円超・・・控除額の上限額 220万円

（改正後）給与収入金額850万円超・・・控除額の上限額 195万円

◎基礎控除の改正（令和2年(2020年)より）

令和2年以後の所得税基礎控除額は、個人の合計所得金額に応じてそれぞれ次の通りです。

また、住民税の基礎控除額に関しては、令和3年以後の適用となります。

合計所得金額	所得税基礎控除額	住民税基礎控除額	改正ポイント
～2,400万円	48万円	43万円	10万円の引き上げ
2,400万円超～2,450万円	32万円	29万円	所得に応じて遡減
2,450万円超～2,500万円	16万円	15万円	所得に応じて遡減
2,500万円超～	0円	0円	基礎控除の適用なし

◎税務関係書類における押印義務の改正（令和3年(2021年)より）

税務署長に提出する源泉所得税関係書類において、押印を要しないこととされました。

このため、扶養控除等申告書などの年末調整の際に使用する書類についても、従業員等に押印をしていただく必要はありません。

※納付期限について

源泉所得税及び復興特別所得税の納付期限は次の通りです。

- ・納期の特例の承認を受けていない場合・・・令和5年1月10日（火）
- ・納期の特例の承認を受けている場合・・・令和5年1月20日（金）

詳しいことをお聞きになりたい際は、
お気軽にアスモア税理士法人にご相談ください。

TEL : 092-726-2350